

413. 35kV以下特別高圧架空電線路の施設(解釈③)

<架空電線の高さ>

区分	高さ
道路(*)を横断する場合	路面上6m
鉄道または軌道を横断する場合	レール面上5.5m
横断歩道橋の上に施設する場合 (電線に特別高圧絶縁電線又はケーブルを使用)	横断歩道の 路面上4m
その他の場合	地表上5m

※車両の往来がまれてあるもの及び歩用の用にのみ供される部分を除く
 ・35kV以下特別高圧架空電線の高さは、左表に規定する値以上でなければならない。市街地その他人家

の密集する地域に施設する場合は、地表10m以上(ただし、電線に特別高圧絶縁電線を用いる場合は8m以上)でなければならない。水面上に施設する場合は、電線の水平面上の高さを船舶の航行等に危険を及ぼさないように保持しなければならない。氷雪の多い地方に施設する場合は、電線の積雪上の高さをもたは車両の通行等に危険を及ぼさないように保持しなければならない

<他の工作物との離隔距離>

・35kV以下特別高圧架空電線と他の工作物との離隔距離は原則として右表に規定する値以上でなければならない、また同表に示す特別高圧保安工事で施設しなければならない

<径間の制限>

単位[m]

支持物の種類	一般	長径間工事	市街地
木柱	150	300	使用可
A種鉄筋 コンクリート柱 又はA種鉄柱	150	300	75
B種鉄筋 コンクリート柱 又はB種鉄柱	250	500	150
鉄塔	600	制限なし	400*

単位 [m] —は規定なし	建造物		軌道 ※2	道路 横断歩道・鉄道	架空弱電線		他の架空電線路			
	上部 造営材の上方	その他 ※1			架空 弱電流電線	の 支持物	低圧 架空電線 右以外	絶縁電線 又は ケーブル	高圧 架空電線	架空電線の 支持物
他の工作物 規定する値 示す特別高圧 い	下記以外	3	3	3	2	2	2	2	2	2
	特別高圧 絶縁電線	2.5	1.5 (1)	3 (1.5)	1	1	1.5	1	1	1
	ケーブル	1.2	0.5	3 (1.2)	0.5	0.5	1.2	0.5	0.5	0.5
離隔距離	第1次接近	第3種			—	第3種			—	
	第2次接近	第2種			—	第2種			—	
	上方交差	第2種			—	第2種			—	

※電線に断面積160mm²以上の銅心アルミより線またはこれと同等以上の引張強さ及び耐アーク性能を有するより線を使用し、かつ電線が風または雪による揺動により短絡の恐れが無いように施設する場合は600m、電線が水平に2以上ある場合において、電線相互の間隔が4m未満の時は250m

・35kV以下の特別高圧架空電線の径間は、上表に規定する値以下でなければならない

※1:()内は、人が建造物の外へ手を伸ばす又は身を乗り出す事ができない部分の離隔距離 ※2:()内は、水平離隔距離

次でやるけど、大体こんな感じ

特別高圧保安工事?

第1種特別高圧保安工事
 ・35kV超過。第2次接近状態
 第2種特別高圧保安工事
 ・35kV以下。第2次接近状態
 第3種特別高圧保安工事
 ・第1次接近状態